

令和3年1月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和3年1月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和3年1月5日（火）15時30分～16時45分

会 場 芝山町役場南庁舎 2階第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	木 内 昭 博	4 番	藤 城 英 明
5 番	岩 澤 和 博	6 番	藤 崎 廣
7 番	井 上 優	8 番	鈴 木 房 江
9 番	怒 賀 敏 夫	10番	鈴 木 啓 一
11番	内 田 浩 之	12番	内 田 静 枝
13番	森 田 弘 美		

・農地利用最適化推進委員

14番	香 取 和 成	15番	橋 本 薫
16番	西 海 敏 郎	17番	宮 野 三 夫
18番	宇 井 義	19番	中 村 新 一 郎
20番	伊 藤 正 則		

欠席委員

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長

定刻となりました。

本日は、1月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは定例総会を開催いたします。

はじめに、伊藤会長にご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年1月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時30分）

議 長

議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。8番 鈴木

房江 委員、9番 怒賀 敏夫 委員。両名を  
指名いたします。

議 長                    それでは、本委員会に提出されました議案を審  
議いたします。  
始めに、議案第1号、農地法第4条による農地  
転用に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長                    それでは、議案第1号です。  
資料1をご覧ください。  
本件は農地法第4条による農地転用に関する  
件です。  
始めに、資料1の1番について説明します。  
譲受人は、資料に記載のとおりです。  
次に2番について説明します。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと  
おりです。  
次に3番について説明します。  
申請の理由は、農業用倉庫及び駐車場用地の  
ためです。  
転用時期は、平成20年に既に農地転用され  
ており追認申請となります。  
事業の概要は、倉庫1棟・車庫1棟です。  
次に5番について説明します。  
所要額は、既に農地転用されていることから

費用の発生は無しとなります。

次に6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、本人となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 20年以上前から農地転用されており、周辺農地への支障を来たさないことから問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 1 号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いた  
しました。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条による  
所有権移転に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第 2 号です。  
本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請

です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 経営規模拡大であり、譲受人は農業に精通して  
いることから問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたら願

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第3条による区分地上権に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第3号です。  
本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと

おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、営農型太陽光発電設備を設置するためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 周辺農地への支障をきたさないことから問題  
ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたら願

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第4号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については成田用水の受益地であるため第1種農地と判断出来ると思われれます。なお、一時転用であり町の農業振興地域整備計画に支障を来たさない計画であることから第1種農地の例外規定に該当するものと判断します。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第3条による区分地上権に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第5号です。

本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電設備を設置するためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第5号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員

周辺農地への支障をきたさないことから問題

ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第5号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第5号は原案どおり可決決定  
いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定  
による一時転用を伴う賃借権設定に関する件  
を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第6号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断出来ると思われれます。なお、一時転用であることから第1種農地の例外規定に該当するものと判断します。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第6号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い

します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第6号は原案どおり可決決定  
いたしました。

議 長 議案第7号、令和3年第1次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

局 長 続きまして、議案第7号です。  
本件は、令和2年12月22日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。  
利用権の新規が1件・再設定が2件で、合計面積：4,531㎡です。  
詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
（賛成全員）  
よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。  
次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。  
(質疑なし)

議 長 以上をもちまして、令和3年1月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
委員の皆様、お疲れ様でございました。